

設備情報管理

設備情報一覧

設備認定申請入力

10kW未満

10kW以上50kW未満

50kW以上はこちら

管理

登録者情報参照

登録者情報修正

パスワード変更

ログアウト

設備認定申請入力画面(10kW以上50kW未満)

設置者電話番号は必須です。

規定法人該当性の確認は必須です。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第1項の規定に基づき、再生可能エネルギー発電設備の認定を受けたいので、次の通り申請します。

◆(※)印は必須項目となります。

設備情報

発電出力(※)	発電出力は太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナ定格出力のいずれか低いほうで小数第2位以下は切り捨てて、小数第1位まで入力してください。パワーコンディショナを複数台設置する場合の発電出力の考え方についてはこちらをご覧ください。発電出力が50kW以上の太陽光発電設備については、本システムではなく、紙媒体で各地方経済産業局に申請してください。様式のダウンロードはこちらをご覧ください。 15.3 kW [半角数字]
設備の所在地 郵便番号(※)	〒 660 — 0843 住所取得 [半角数字]
設備の所在地(※)	※丁目・番地・号まで入力してください。[全角文字] ※電力会社との電力需給契約と同じ住所を記載してください。 ※設置場所が新築物件等のため番地が確定していない場合は、必ず「設備所在地」の末尾に「(番地未確定)」と入力してください。(町名・〇丁目等確定しているところまでは必ず記入願います。) ※電気の需要場所としては分かれている隣接する複数の建物の屋根に太陽光発電設備を設置する場合、当該隣接する複数の建物の所有者及び当該太陽光発電設備の設置者が同一の場合に限って認定を受けることができます。このような申請をする場合は、必ず「設備の所在地」の末尾に「(複数需要場所)」と入力した上で、以下の書類を代行申請機関にFAX又は郵送でご提出ください。 ・当該隣接する複数の建物の登記簿謄本(写しでも可)、又は売買契約書の写し 兵庫県  尼崎市東海岸町16-1 (例)千代田区霞ヶ関〇-〇〇-〇〇〇 [全角文字] 横浜市西区北幸〇-〇〇-〇〇〇 △△マンション101号
運転開始年月日 (又は予定日)(※)	2014 年 04 月 01 日
設置者氏名 (氏名/企業名)(※)	個人の場合は「氏名」を入力してください。法人の場合は「企業名」を入力し、代表者名は、「設置者氏名(代表者名)」欄に入力してください。 ※電力会社との電力需給契約と同じ名義を記載してください。 尼崎市 [全角文字] 氏名:(例)東京 太郎 企業名:(例)株式会社 ○〇システムズ

設置者氏名 (代表者名)	個人の場合は未入力、法人の場合は「代表者名」を入力してください。 [全角文字] 代表者名:(例) 東京 太郎		
設置者住所 (郵便番号)(※)	〒 660 — 0843	▶住所取得	設備の所在地と同じ
設置者住所(※)	※丁目・番地・号まで入力してください。 [全角文字] 兵庫県 尼崎市東海岸町16-1 (例) 千代田区霞ヶ関〇-〇〇-〇〇〇 横浜市西区北幸〇-〇〇-〇〇〇 △△マンション101号		
設置者電話番号(※)	(例) 03-1234-5678 [半角文字]		
設置者FAX	(例) 03-1234-5678 [半角文字]		
設置者E-mailアドレス	[半角文字] (例) saiene@energy.co.jp		
設置者E-mailアドレス (確認)	[半角文字]		

太陽光パネル登録

「型式選択」ボタンを押して設置する太陽光パネルの型式を選択してください。もし型式選択に対象の型式がない場合は、太陽光パネル型式(入力)欄に手入力してください。

未登録パネルを使用する場合(太陽光パネル型式(入力)欄に手入力)は、別途資料(10kW未満は3種類、10kW以上50kW未満は2種類)の提出が必要です。

ただし、手入力であっても認定された型式に該当する場合は書類の提出は不要です。

未登録パネルの設備認定要件確認資料は [こちら](#)をご覧ください。

※「(2)太陽光パネルの種類」は次の記号の中から該当するものを選択してください。

A: 単結晶のシリコン又は多結晶のシリコンを用いた太陽電池、

B: 薄膜半導体を用いた太陽電池、 C: 化合物半導体を用いた太陽電池

※「(3)変換効率」は日本工業規格C8960において定められた真性変換効率であって、完成品としての太陽光モジュールの数値を基に算定された効率を記載してください(実効変換効率でも可)。

No	太陽光パネル型式 (選択)	太陽光パネル型式 (入力) [全角文字]	枚数等
1	SF165-S ▶型式選択		(1)枚数 93 枚 [半角数字] (2)太陽光パネルの種類 A (3)変換効率 15.7 % [半角数字]
2	▶型式選択		(1)枚数 枚 [半角数字] (2)太陽光パネルの種類 (3)変換効率 % [半角数字]
3	▶型式選択		(1)枚数 枚 [半角数字] (2)太陽光パネルの種類

4		型式選択		(3)変換効率 % [半角数字] (1)枚数 枚 [半角数字] (2)太陽光パネルの種類 (3)変換効率 % [半角数字]
5		型式選択		(1)枚数 枚 [半角数字] (2)太陽光パネルの種類 (3)変換効率 % [半角数字]
6		型式選択		(1)枚数 枚 [半角数字] (2)太陽光パネルの種類 (3)変換効率 % [半角数字]
7		型式選択		(1)枚数 枚 [半角数字] (2)太陽光パネルの種類 (3)変換効率 % [半角数字]
8		型式選択		(1)枚数 枚 [半角数字] (2)太陽光パネルの種類 (3)変換効率 % [半角数字]
9		型式選択		(1)枚数 枚 [半角数字] (2)太陽光パネルの種類 (3)変換効率 % [半角数字]
10		型式選択		(1)枚数 枚 [半角数字] (2)太陽光パネルの種類 (3)変換効率 % [半角数字]

構造図

構造図 (※)	申請する太陽光発電設備の構造が 標準構造図 と同じ場合は、以下のチェックボックスの「標準構造図と同じ」をチェックしてください。異なる場合は「標準構造図と異なる」をチェックしてください。 尚、押上げ効果の無い蓄電池等を含む設備は「標準構造図と異なる」をチェックして下さい。 ☒ 標準構造図と同じ ☐ 標準構造図と異なる
---------	---

標準構造図と異なる場合は、申請する設備に係る構造図を **様式**に記載の上、代行申請機関に郵送又はFAXでご提出ください。
尚、押上げ効果が無い蓄電池等を含む設備の場合は、押上げ効果が無いことを示す構造図とともに押上げ効果が無いことを示す技術資料も合わせてご提出下さい。

代行申請機関：一般社団法人太陽光発電協会 JPEA代行申請センター(JP-AC)
FAX: 03-5501-6521
住所：東京都港区西新橋1-20-10 西新橋エクセルビル4階 〒105-0003

※電気の需要場所としては分かれている隣接する複数の建物の屋根に太陽光発電設備を設置する場合は、「標準構造図と同じ」を選択してください。

配線図

配線図 (※)	申請する太陽光発電設備の配線が 標準配線図 と同じ場合は、以下のチェックボックスの「標準配線図と同じ」をチェックしてください。 異なる場合は「標準配線図と異なる」をチェックして下さい。 尚、押上げ効果が無い蓄電池等を含む設備は「標準配線図と異なる」をチェックしてください。 ☒ 標準配線図と同じ ☐ 標準配線図と異なる 標準配線図と異なる場合は、申請する設備に係る配線図を 様式に記載の上、代行申請機関に郵送又はFAXでご提出ください。 尚、押上げ効果が無い蓄電池等を含む設備の場合は、押上げ効果が無いことを示す配線図とともに押上げ効果が無いことを示す技術資料も合わせてご提出ください。 ※電気の需要場所としては分かれている隣接する複数の建物の屋根に太陽光発電設備を設置する場合は、「標準配線図と同じ」を選択してください。
----------------	--

地方税法第72条の4の該当性の確認

設置者が、地方税法第72条の4に規定する法人に該当する場合は、以下のチェックボックスにチェックしてください。

☐ 該当する ☐ 該当しない

【参考】地方税法(抄)

第72条の4 道府県は、国及び次に掲げる法人が行う事業に対しては、事業税を課することができない。

- 一 都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び合併特例区その他政令で定める公共団体
- 一の二 地方独立行政法人
- 二 法人税法 別表第一に規定する独立行政法人
- 二の二 国立大学法人等及び日本司法支援センター
- 三 沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、日本年金機構、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方公共団体金融機構法(平成十九年法律第六十四号)に規定する地方公共団体金融機構
- 四 社会保険診療報酬支払基金、日本放送協会、日本中央競馬会及び日本下水道事業団

2 道府県は、次に掲げる事業に対しては、事業税を課することができない。

- 一 林業
- 二 鉱物の掘採事業

3 道府県は、農事組合法人(農業協同組合法第七十二条の十第一項第一号に掲げる者以外

の者を組合員とするものにあつては、政令で定めるものに限る。)で農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第三項各号に掲げる要件のすべてを満たしているものが行う農業に対しては、事業税を課することができない。

確認

本システムからなされた国への設備認定申請手続については、国が委託した代行申請実施機関が代行して行います。ただし、申請者により虚偽の申請・届出がなされ、国において認定・受理がなされた後に、これらが虚偽であることが発覚し、その効力が取り消され、申請者に不利益が生じた場合、代行申請機関は一切責任を負いかねます。

- ☐ 申請する者が上記について同意する場合は、
チェックボックスにチェックをお願いします。

本画面に表示中の情報を確認して、
登録内容に間違いのない場合は「登録」ボタンを押してください。

本システムでご記入いただいた住所、氏名、連絡先等の情報は「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく各種申請・届出手続の処理に使用します。あらかじめ本人の同意なく他の目的に使用することはありません。

グリーン投資減税を適用する場合、設備申請書の写し及び認定通知書の写し、及び設備認定時の申請日表示のある参照画面が必要となっているため、申請・参照画面の印刷若しくは保存をして下さい。認定登録後は、申請画面を見ることができないため、認定済設備情報一覧の参照画面を印刷してください。

登録

クリア